

ナゴヤ・カレンダー（英語版）広告掲載要項

この要項は公益財団法人名古屋国際センター広告掲載要綱第14条に基づき、ナゴヤ・カレンダーへの広告の申し込み・掲載等に必要な事項を定めるものです。

- 1 誌名 ナゴヤ・カレンダー（英語版）
- 2 内容 在名、在住外国人を対象とした月刊情報誌。国際センターからのお知らせ、観光・イベント情報、生活情報、行政情報等を掲載。
- 3 発行 毎月1回1日発行
- 4 部数 6,000部
- 5 配布先 観光案内所はじめ、ホテル、空港、領事館等の外国政府機関、入国管理局、名古屋市内各区役所外国人登録窓口など外国人が訪れる施設、国際センター賛助会員、来館者ほか
- 6 サイズ A4判
- 7 ページ 広告を含めて12ページ
- 8 言語 英語
- 9 広告掲載基準 掲載広告はセンターの運営に有益であるものを優先し、次のいずれかに該当、または一部該当するものの掲載を行わない。
 (1) 広告内容
 (ア) 法令等に違反するもの、(イ) 公序良俗に反するもの、(ウ) 人権侵害、差別または名誉毀損となるもの、(エ) 政治性または宗教性のあるもの、(オ) 特定の主義主張をするもの、(カ) 他をひぼう、中傷等するもの、(キ) 責任の所在が不明確なもの、(ク) 内容が不明確、事実と異なる、虚偽であるもの、又は誤認されるおそれがあるもの。
 (2) 業務または事業者
 (ア) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業又はそれに類似するものの広告、(イ) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業の広告、(ウ) 民事再生法（平成11年法律第225号）および会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中のものの広告、(エ) 商品先物取引に係る広告、(オ) 法律に定めのない医療類似行為を行うものの広告、(カ) 行政機関からの指導を受け改善がされていないものの広告 (キ) 社会上の問題となっているものに係る業種又は事業者、(ク) その他各種法令等に違反しているものの広告
 (3) その他、広告媒体に掲載するのがふさわしくないと認められるもの
- 10 申込方法 掲載月の2か月前の1日までに申込書（別紙）の提出、掲載料の支払い、広告データの提出を行うものとする。広告データは広告主の責任及び負担において作成し、メールまたはCD等の電子媒体で提出するものとする。
- 11 掲載期間 1月単位。1年間まで（更新可）
- 12 掲載場所 当センターが決定するものとする。
- 13 掲載料 表のとおり。年間契約で一括払いの場合は10%割引、2年目以降は15%割引とする。また通年で契約している広告主がサイズの大きい広告に変更する場合、増加サイズ相当分掲載料の最大30%までの割引とする。

	申込 No.	サイズ	規格	1か月掲載料 (円)	年間契約1年目 (円)	年間契約2年目以降 (円)
中面 (モノクロ)	1	1/12	6.5cm×6cm	6,000	64,800	61,200
	2	1/8	3.3cm×18cm	9,000	97,200	91,800
	3		6.5cm×9cm			
	4	1/4	6.5cm×18cm	18,000	194,400	183,600
中面 (フルカラー)	5	1/12	6.5cm×6cm	7,000	75,600	71,400
	6	1/8	3.3cm×18cm	11,000	118,800	112,200
	7		6.5cm×9cm			
	8	1/4	6.5cm×18cm	22,000	237,600	224,400
9	1/2	13.5cm×18cm	41,000	442,800	418,200	
裏表紙 (フルカラー)	10	1/12	6.5cm×6cm	8,000	86,400	81,600
	11	1/8	3.3cm×18cm	12,000	129,600	122,400
	12		6.5cm×9cm			
	13	1/4	6.5cm×18cm	25,000	270,000	255,000
	14	1/2	13.5cm×18cm	46,000	496,800	469,200
15	全面	27.5cm×18cm	92,000	993,600	938,400	
表紙 (フルカラー)	16	1/12	6.5cm×6cm	10,000	108,000	102,000
	17	1/8	3.3cm×18cm	15,000	162,000	153,000
	18		6.5cm×9cm			
	19	1/4	6.5cm×18cm	30,000	324,000	306,000

- 14 支払い 当センターの発行する請求書にしたがい、請求書記載の支払期限までに前納するものとする。掲載料の返還は原則として行わない。
- 15 その他 広告内容の変更は掲載月の2か月前の20日までに当センターに連絡し、新しいデータを提出するものとする。
解約の場合は掲載月の2か月前の1日までに連絡するものとする。

担当：公益財団法人 名古屋国際センター広報情報課 ナゴヤ・カレンダー担当
 〒450-0001 名古屋市中村区那古野1丁目47-1
 TEL (052) 581-0100 FAX (052) 571-4673
 Eメール calendarsupport@nic-nagoya.or.jp